



# 国土交通省 関東地方整備局

令和4年9月21日(水) 国土交通省 関東地方整備局

## 記 者 発 表 資 料

# 利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反及び再発防止について

このたび、利根川下流河川事務所が令和4年7月に公告を行った3件の工事に関し、職員による「関東地方整備局発注者綱紀保持規程」に抵触する行為が確認されたため入札契約手続きを取り止めた事案について、外部有識者の意見も伺い、事実関係や要因を整理し、再発防止策を策定しましたので、公表します。なお、本件に係る関東地方整備局長コメントは以下のとおりです。

## 関東地方整備局長コメント

本事案においては、発注事務に係る情報が外部に漏洩したことは確認されていないものの、それを成そうとする行為があったことは、公務に対する信頼を大きく失墜させるものであり、国民の皆様の負託をいただいて業務を遂行している立場として誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

組織運営において不十分な点があったものと認識しており、外部の有識者の意見も伺いながら、再発防止策を策定いたしました。今後、組織一丸となって再発防止に努めてまいります。

## 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会

## 問い合わせ先

こむろ みきお

広報広聴対策官 小室 幹生 (内線2117)

電話: 048-601-3151(代表)

利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反及び再発防 止について

令和4年9月21日関東地方整備局

#### 1. 事案の概要等

#### (1) 事案の概要及び事実経過

#### ① 事案の概要

本事案は、職員Aが建設業者に対して入札手続き中の工事に関する予定価格等秘密情報の提供を持ちかけたが、Aが入札参加者情報の提供を依頼した契約担当部署の職員の報告で発覚し、開札前に入札契約手続きを取り止めたことにより入札に係る不正行為は成立しなかったものである。概要は次のとおりである。

関東地方整備局利根川下流河川事務所発注の3件の工事に関し、入札手続き中である令和4年7月26日から27日にかけて、同事務所X課の一般職員(管理職でない職員をいう。以下同じ。)であるAが、本件工事の発注担当部署や契約担当部署の一般職員に対し、本件工事に関する予定価格が類推し得る設計書データや入札参加者に関する情報の提供を、また、積算業務に携わるX課の一般職員に対し、請負工事費を算出する積算システムのログイン方法の教示を依頼し、作業中の設計書データ及び積算システムのログイン方法を入手した。併行して、Aは本件工事の入札に参加する可能性があると考えた建設業者15者(うち2者は本店・支店の関係)に対し、予定価格等秘密情報の提供及びその見返り(報酬)を持ちかけたが、すべての建設業者から断られたため、秘密情報の漏えいは成されなかった。

Aが入札参加者に関する情報の提供を依頼した契約担当部署の一

般職員の報告により本事案が発覚し、関東地方整備局本局及び利根 川下流河川事務所による事実確認等調査を開始した。情報漏えいに ついては調査中であったものの、本件工事3件については少なくと も建設業者に不信感を抱かせ公平性・公正性が確保できないと判断 し、いずれも開札前に入札契約手続きを取り止めた。

#### ② 事実経過

本事案について、関東地方整備局本局及び利根川下流河川事務所による調査(関係職員への聞き取り等)で確認できた事実経過は、概ね次のとおりである。

利根川下流河川事務所のX課は案件によっては積算業務に携わっているが、同課に所属する一般職員Aは、積算業務以外の業務を担当していた。

Aは、入札参加者に予定価格等を提供することにより見返り(報酬)を得ることを企み、令和4年7月26日、同事務所発注の排水樋管新設工事(以下「本件工事①」という。7月6日公告。)及び土砂改良工事2件(以下「本件工事②・③」という。7月27日公告。)の合計3件の工事に関し、当該工事の発注担当部署である同事務所Y課の一般職員Bに対して本件工事①の設計書データを、同課の一般職員Cに対して本件工事②・③の設計書データを業務で使用するために提供するよう依頼し、作業途中のものではあるものの、B及びCはいずれもAの依頼に従って設計書データを提供した。なお、Bは設計書データをAにメール送信する際、上司にその旨を知らせるために同報していたが、上司は気づいていなかった。

また、Aは情報提供を行う建設業者を特定するため、本件工事3件の契約担当部署である同事務所Z課の一般職員(係長級)Dに対して本件工事3件の入札参加者に関する情報の教示を依頼したが、Dは拒否するとともに同課の課長に報告した。なお、Aは他の関係

部署に対しても本件工事の入札参加者に関する情報を聞き出そうと したが当該部署の管理職である職員に拒否されるとともに、注意を 受けている。

さらに、Aは設計書データを用いて予定価格の算出を行うため、 本人が所属するX課の積算システムのログイン方法を把握している 職員に対して教示を依頼しようと電話したところ同職員が不在であ ったため、代わりに対応した一般職員E(発注担当職員)に対して システムのログイン方法の教示を依頼し、Eはそれを教示した。

その後、Aは提供された本件工事①の設計書データ(作業途中のもの)を用いて、積算システムで請負工事費を閲覧した。一方、本件工事②・③の設計書データ(作業途中のもの)については、Aによる積算システムでの閲覧は行われておらず、このことは同システムのログにより確認できている。

Aは以上のような情報入手作業を行いつつ、過去の工事発注先等を調べることにより本件工事3件の入札に参加する可能性がある建設業者の選定を行い、同日から翌27日にかけて、選定した建設業者15者(うち2者は本店・支店の関係)に対し、自己の携帯電話を用いて連絡をとり、本件工事への入札参加意向を確認するとともに、一部に対しては予定価格等秘密情報の提供及びその見返り(報酬)を持ちかけたが、すべての建設業者から断られたため、秘密情報の漏えいは成されなかった。なお、連絡をとった建設業者が15者であることについては、A本人の了解の下、A所有の携帯電話の発信履歴(Aが携帯電話会社から取得)により確認できているとともに、A自宅の固定電話からは発信がなかったことも確認できている。また、Aは自己の行動が職場に伝わることを恐れ利根川下流河川事務所の固定電話を用いなかったと述べている。

このような状況の中、27日、AはZ課のDに対し、再度、入札参加者に関する情報提供の依頼を行い、その行動を不審に感じたDは依頼を拒否し戒めるとともに、課長とともに事務副所長へ報告した。事務副所長は事務所長に報告し、利根川下流河川事務所として、当日はAが在宅勤務であったため、翌朝に不審な行動について本人を問い質すことを決定するとともに関東地方整備局本局への情報共有がなされた。

翌28日、事務所長及び事務副所長がAと面談した結果、本事案が 発覚し、関東地方整備局本局に報告がなされた。

以後、関東地方整備局本局と利根川下流河川事務所で情報共有と 検討を行い、同事務所において事実確認に向けた調査を進めるとと もに、発注者綱紀保持規程(内規)抵触にとどまらず法令抵触の可 能性もあることから、8月4日、途中の調査結果をもって千葉県香 取警察署に相談を開始した。

また、同月8日に本件工事①について、23日に本件工事②・③について、情報漏えいについては調査中であったものの、本件工事3件については少なくとも建設業者に不信感を抱かせ公平性・公正性が確保できないと判断し、いずれも開札前に入札契約手続きを取り止め、記者発表を行った。

これらの取り止めに際し、本件工事①については5日、入札に参加した5者に対し、また、本件工事②・③については18日から19日にかけて、入札参加意向を示していた13者に対し、利根川下流河川事務所により、取り止めの事前説明とAからの連絡の有無や内容及び対応についての聴取を行い、Aの持ちかけに応じた建設業者はないことを確認した。

同月 29 日から 30 日にかけて、事実関係を確認するとともに原因 を把握したうえで再発防止策を検討する観点から、本人Aを含めた 関係職員のみならず、事務所長を含めた組織全体に対し、コンプライアンスに係る取組や意識の状況等について、関東地方整備局本局の担当官が利根川下流河川事務所において調査を実施した。

#### (2) 確認された事実に基づく判断

現在把握している事実を踏まえると、「関東地方整備局 発注者綱紀保持規程」(以下「内規」という。)に抵触する行為は次のとおりと認められる。

#### ① 一般職員Aの行為について

入札参加者に提供することにより見返り(報酬)を得ることを目的として、発注担当職員ではないAが、落札前における予定価格や入札参加者名等の発注業務に関する秘密について、発注担当職員であるB、C及びDに提供するよう求めたことは、それを禁じる内規第6条第3項に抵触する。

また、発注業務に関する秘密情報を提供することにより見返り(報酬)を得ることを目的として建設業者に話を持ちかけたことは、入札に係る法令に抵触する可能性がある。関東地方整備局本局の調査の範囲では、Aが入手できていた情報が作業途中の設計書データであり、予定価格は入手できていなかったこと、Aの持ちかけに応じた建設業者がいなかったこと、かつ、入札手続きを取り止めたことにより、入札に係る法令に抵触するような不正行為は成立しなかったものと認識している。

なお、法令抵触については警察の判断であり、必要に応じ、警察 当局に協力していく。

## ② A以外の関係職員の行為について

発注担当職員であるB及びCが、作業途中のものではあるものの、 設計書データを発注担当職員でないAに提供したことは、外形的に は、それを禁じる内規第6条第1項に抵触する行為である。一方、 B及びCは、Aの企みを知らない中、Aが本件工事3件の発注担当職員でないことを十分に認識しておらず、案件によっては積算業務に携わるX課にAが所属していたため、単純に設計書データを業務で使用するものと思って提供したものである。さらに、B及びCは新規発注業務として本件工事が初めてであったため、情報管理の重要性及び内規に定められた事項についての十分な認識が備わっていなかった可能性も否定できず、上司がBのメールを適時に認識していれば、適切に指導できた可能性もある。

また、Eが積算システムのログイン方法をAに教示できたのは、 当該方法を管理する者が十分な管理を行っていなかったためであり、 このことは、「国土交通省情報セキュリティポリシー」に抵触する。 一方、Eの行為自体は、Aの企みを知らない中、Eと同じくAも、 案件によっては積算業務に携わるX課に所属していたため、単純に 積算システムを業務で使用するものと思ってログイン方法を教示し たものである。さらに、Eは積算業務経験が十分であった状況であったとはいえず、情報管理及び「国土交通省情報セキュリティポリシー」の重要性についての十分な認識が備わっていなかった可能性 も否定できない。

以上のことから、B、C及びE個人の問題にとどまらない関東地方整備局全体の問題として捉え、発注・積算業務に係る情報管理やコンプライアンス推進の取組に不十分な点があったものとして真摯に受け止めているところである。

## 2. 関東地方整備局の対応

#### (1) これまでの取組

## ① 関東地方整備局におけるこれまでの取組

関東地方整備局では、平成19年4月に「関東地方整備局発注者綱紀保持規程」、同年11月には「関東地方整備局発注者綱紀保持マ

ニュアル」を制定し、発注担当職員及び職員の責務を示すとともに、 発注事務に関する秘密の保持に努めてきた。

さらに、コンプライアンスの推進及び内部統制の強化を図るため、 平成24年に、関東地方整備局長を本部長とする「関東地方整備局 コンプライアンス推進本部」を設置し、同時に設置された外部学識経験者から構成される「関東地方整備局 コンプライアンス・アドバイザリー委員会」からの意見等も踏まえて、毎年度、コンプライアンス推進計画(以下「推進計画」という。)を具体的施策として策定、実行、評価、見直しにより、職員一人ひとりが国民全体の奉仕者としての立場や自己の職責を認識し、自ら考えて社会的要請に応えるべく取り組んできた。

令和3年度の推進計画として、発注者綱紀保持担当弁護士による 講習会、公正取引委員会職員による講習会を実施し、関東地方整備 局職員を講師とした出先事務所への巡回講習会では、北海道開発局 での官製談合事案や九州地方整備局での収賄事案なども事例として 取り込み、発注者綱紀保持に係る講義について実施した。また、関 東地方整備局主催の各業務研修等においても、コンプライアンスに 係る項目を設け、公文書管理や情報公開なども盛り込んだ講義を実 施した。

そのほか、各部署で四半期毎に実施されるコンプライアンス・ミーティングの題材を提示しており、令和4年度の第1四半期の題材として、発注事務における情報の適切な管理として、事務所職員間での設計資料のやりとりを提示している。また、第1四半期のコンプライアンス週間でセルフチェックシートを用意し、同じ職場内であっても発注担当職員以外に対して公表前の入札関連情報等を提供してはならないことを周知している。

## ②利根川下流河川事務所におけるこれまでの取組

出先事務所においては、各事務所長を本部長としてコンプライア ンス推進本部を開催することとなっており、利根川下流河川事務所 では、毎週開催される幹部会及び毎月開催される拡大幹部会の機会を捉え、事務所長や副所長等からコンプライアンスに関する話題の提示、周知、注意喚起などを実施し、同事務所内各所属では、関東地方整備局本局から提示される題材等を用いてコンプライアンス・ミーティングを四半期毎に実施してきた。

また、若手職員と幹部との懇談や、若手職員とベテラン職員の意 見交換など、風通しのよい職場づくりにも取り組んできたところで ある。

#### (2) 本事案発生後の対応

#### ① 緊急事務所長会議の開催

8月23日に本件工事②・③の入札契約手続きを取り止め、職員が 発注者綱紀保持規程に抵触する行為があったことを記者発表で公表 するとともに、全事務所長に向けた緊急事務所長会議を開催し、関 東地方整備局長から綱紀の粛正及びコンプライアンスの推進につい て改めて注意喚起をした。(別添1参照)

## ②「再発防止に向けた有識者意見を伺う場」の開催

把握した事実を踏まえた必要な再発防止策について遺漏のないようにするとともに、実行に向けた助言をいただくことを目的として、9月15日、コンプライアンスや公共入札等に造詣の深い外部の有識者で構成する「再発防止に向けた有識者意見を伺う場」を開催し、貴重な御意見をいただいた。(別添2参照)

これら御意見を踏まえ、後述4.のとおり再発防止策を策定するとともに、今後、効果的な実施を図っていくこととしている。

## 3. 事案発生の要因

## (1) 当事者Aの行為の要因

#### ① Aにおけるコンプライアンス意識の著しい欠如

Aは少なくとも直近1年間は発注者綱紀保持に係る内容を含むコンプライアンス研修及び講習会、コンプライアンス・ミーティングに参加した実績が見られず、また、発注者綱紀保持に係るセルフチェック等も実施していなかった。このことから、本事案の行為を行ったことを合わせ見て、コンプライアンスの意識が著しく欠如していたことが明白である。

#### (2) 当事者Aの行為を許した職場環境における要因

### ① B、C及びEに対する情報管理ルールの認識づけ不足

B、C及びEいずれも、定められた研修の中でコンプライアンスに関する講義等は受講しているが、発注関係業務について十分な経験がない中で、内容についての認識が十分に備わっていたとは言いがたい。特に、情報管理について、外部の者への漏えいに対する認識は十分にあるものの、今回のような利根川下流河川事務所内で発注担当職員とそれ以外の職員との間のケースについては、少なくとも直接的な指導は受けていなかったため、情報管理に留意すべき認識がなかった。また、所属におけるコンプライアンス・ミーティングについても、参加の必要性を強く認識していなかった。

また、利根川下流河川事務所においては、上述2. (1) ②の取組を行っていたものの、部署によっては、メールによる題材・回答の送付にとどまり、受講者の理解度など確認できなかった者が一定数存在するとともに、十分なフォローアップも行っていなかった。

## ② 発注担当職員とそうでない職員の区別の認識困難性

「関東地方整備局 発注者綱紀保持マニュアル」において、発注担 当職員とそうでない職員を区別することとなっているが、単純に所 属で区別されるものではなく、発注内容によっては複数の所属にわ たる場合もあるため、それを容易に認識できることが必要である。 このため、当該マニュアルで定める「情報管理整理役職表」を活用 することが必要であるが、同マニュアルにおいて具体的な活用方法 は定めておらず、また、所属など発注単位で整理するものとはなっ ていなかったため、発注担当職員とそうでない職員の区別について 明確な認識を共有できていなかった。

#### ③ 職場におけるコミュニケーション不足

B、C及びEいずれも、秘密情報の提供を求められた際、上司への相談が不足していた一方、BからAに送付したメールが同報されていたことに気づかないなど、上司の対応も十分ではなかった。また、B及びCは、上述②のとおり、発注担当職員とそうでない職員の区別について明確に認識できていなかった。これらは、職場において、特に若手職員などその職場や業務における経験が浅い職員への気配りや日頃からのコミュニケーションが十分でなかったことが影響している可能性がある。

#### 4. 再発防止策

## (1) 効果的なコンプライアンス推進の取組

コンプライアンス研修及び講習会の受講状況が職員によって差があり、また、受講していても、内容の認識が低く、必ずしも研修等の効果が期待される状況ではない。同様に、コンプライアンス・ミーティング及びフォローアップについても実施状況に差があり、必ずしも効果が期待される状況ではない。

これらの状況も踏まえ、現在の取組を次のように改善する。

○ 本事案に係る再発防止について、事務所長会議、副所長会議及び 担当課長会議など契約及び発注担当者が会する会議の場を活用し、 周知徹底する。また、本事案も題材とした研修等を今年度内に関東 地方整備局全職員に対し実施するとともに、各所属において具体 的な対応策を検討・実施のうえ各所属長はコンプライアンス推進 本部において取組状況を報告するものとする。

- 研修等の内容について、法令や発注者綱紀保持規程をはじめとしたルール及び特に違反した場合の処罰等について認識を効果的に持たせる工夫を検討・実施する。また、研修等の効果・認識を高めるため、受講した後のフォローアップ手法を用意する。
- コンプライアンスについて関心が低い者ほど対応が必要との認識の下、未受講者等の解消を図る工夫を検討・実施する。例えば、コンプライアンス・ミーティングを確実に実施するとともに、各所属長がコンプライアンス講習会の受講状況を随時、自己のPC上で把握できる仕組みを導入し、未受講者へのフォローアップを確実に図る。

## (2)情報管理の徹底

本事案のように、不正行為を行おうとする職員が生じた場合であっても、秘密情報の漏えいを防止することで確実に不正行為を防ぐことができることを強く意識し、次の措置を講じることとする。

- 発注業務等に新たに携わる者に対しては、発注者綱紀保持規程 などの最低限必要な認識を備えるための研修等を着任後できる限 り早期に実施する。
- 設計書データの取扱いやシステムのログイン方法を含め、「関東 地方整備局発注者綱紀保持規程」や「国土交通省情報セキュリテ ィポリシー」等に沿った情報管理については改めて周知徹底を図 る。

- 「関東地方整備局 発注者綱紀保持マニュアル」に規定する、発 注担当職員とそれ以外の職員の区別については、職員が認識する 手段が不足しているため、
  - ・ 「関東地方整備局 発注者綱紀保持マニュアル」において「情報 管理整理役職表」の具体的な活用方法を定める。
  - ・ 「情報管理整理役職表」を活用して各職員が工事発注案件毎に 発注担当職員の所属と氏名を確認しやすくする工夫やその定期的 な周知徹底を行う。

### (3) 真に風通しの良い職場環境づくりの推進

本事案は、職場におけるコミュニケーション不足という側面も影響しており、この課題を解決するため、次のことを検討・実施する。

- 若手職員などその職場や業務における経験が浅い職員に対し、 目が行き届き相談しやすくなるよう、しっかりとしたサポート体 制を構築し、所属長を含め上司は特に気を配り相互に十分なコミ ュニケーションが図られるよう努める。
- 事務所内において、職員それぞれが現在どのような業務を行っているのかを認識しやすくするため、コンプライアンス・ミーティングの所属の垣根を越えた実施や業務進捗状況の見える化等を図る。
- 不審な行動に違和感を覚えた場合は、速やかに上司に報告等の 行動を行うこと、報告等を受けた上司が迅速に対応することが不 正防止に役立つことを認識し、風通しの良い職場環境づくりを進 める。

#### 5. 再発防止策の実施に向けて

今回策定した再発防止策を実行していくに当たっては、取組の具体化を図るとともに、その取組については、コンプライアンス推進計画に取り込み、実施状況や効果を検証し、必要な見直しを行う等、PDCAサイクルを活用し、適切にフォローアップしていく。また、今後、本事案に関する新たな事実が判明した場合、それに応じた再発防止策の見直し等を行っていく。

本事案を踏まえた再発防止を契機として、まずコンプライアンス推進を最優先するとともに、使命感とやりがいを感じられるよう、働き方改革や業務の効率化等にも総合的に取り組んでいく。

#### (別添1)

## 令和4年8月23日緊急事務所長会議 関東地方整備局長 発言要旨

利根川下流河川事務所において、職員による関東地方整備局発注者綱紀保持規程に抵触する行為が確認され、入札契約手続きの公平性・公正性が確保できないと判断されたことにより、3件の工事の入札契約手続きを取り止める事案が発生しました。

具体的には、『発注事務に関係のない事務所の職員が、既に取り止めた工事も含め、3件の入札案件について、発注に関する情報を入手し』、『その情報を企業に提供しようとしたこと』が確認されたものです。

綱紀粛正、コンプライアンスの推進については、過去の不正事案等を 経て、これまで関東地方整備局としても取り組んで来たところです。

そのような中で、このような事案が発生したことは、私としても大変重く受け止めており、ひとり一人が国民の税金を扱う国家公務員としての責任の重さを改めて認識し、なお一層の綱紀粛正、コンプライアンスの推進に努めてください。

一方、今回の事案は、発注に関する情報を入手しようとした行為を不審に思った職員の報告により明らかになったものであり、引き続き風通 しのよい職場環境づくりにも努めてください。

関東地方整備局では、平成 24 年に関東地方整備局職員行動基準、関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項を策定しています。こちらについても、関東地方整備局発注者綱紀保持規程と併せて改めて読み返し、この行動基準、基本事項をしっかりと認識をし、日常の業務や生活の中で実践してください。

なお、今回の事案の詳細については現在調査中であり、それを踏まえて再発防止策等について今後検討し、周知する予定です。

#### (別添2)

## 「再発防止に向けた有識者意見を伺う場」(令和4年9月15日) 有識者一覧及び御意見

## <有識者一覧>

大野 正英 麗澤大学 経済学部 教授

岡本 直久 筑波大学 システム情報系 教授

政木 道夫 弁護士

三谷 和歌子 弁護士

山田 務 筑波大学 ビジネスサイエンス系 客員教授

(五十音順 敬称略)

## <今後の再発防止の取組に向けた主な御意見>

- Dによる報告等により不正が止められ、組織のコンプライアンスが 一定の機能を果たしていることは評価できる。今後も、より早い時点 で止められていたのではないかという視点から、コンプライアンスの 取組に活かしていくべき。
- コンプライアンス推進が取り組まれてきた中で、本事案により研修 等の受講・未受講に差があることや認識が十分でない者が少なからず

いることを認識できたことは大きく、研修等の実効性を確認する仕組みをしっかりと検討すべき。

- オンライン・オンデマンド研修で記録を取り、受講状況を把握して フォローアップしてはどうか。
- 本事案を題材とした研修等を実施することと併せて、ウイルスメール訓練のような実践的な訓練を実施するのも一案。
- B、C、Eは情報を共有しても問題ないと思ってAに伝えた過失であり、内規に抵触するにしてもそれは外形的にすぎない。
- B、C、Eのように業務経験が浅い中で情報管理に係る問題認識が 十分に持てていなかったことについて改善していくことがポイントで あり、早期の研修等を行うことは良い対策。
- 秘密情報を共有してよい職員とそうでない職員を識別しやすくする ため、役職表を整理することは良いが、現場で使えるものにしないと 意味がないことに留意すべき。
- 具体的な再発防止策には、若手の職員等の意見も反映するべき。
- 建設業者が不審な連絡を受けた場合、その情報提供を行いやすくするため、関東地方整備局本局等に窓口を設置することを検討してみてはどうか。